



自治体の絆で都市農地の保全を進めよう！ ～都市農地保全推進自治体協議会が総会を開催～

と き 6月19日(水) 午後3時～4時

ところ 東京自治会館(府中市新町2-77-1)

19日、都市農地保全推進自治体協議会は平成25年度の総会を開催し、昨年度の活動報告を行うとともに、今年度の活動方針や都市農地保全自治体フォーラムを開催することなどを議決した。

また、役員を選任が行われ、志村豊志郎会長(練馬区長)が再任された。今後も都市に存在する農地の減少を極力抑え、豊かさや潤いを実感できる都市環境をできる限り次世代に残すことができるよう、会員が一丸となって活動していくことを確認した。



総会当日の様子

【都市農地保全推進自治体協議会とは】

新鮮で安全な農産物を供給するとともに、都市の環境保全、防災、食育などさまざまな機能をもつ都市農地は、都市住民にとってかけがえのないものである。しかし、その数は年々減少し続けており、保全が強く求められている。そのため、都市農地(市街化区域内農地)をもつ38の市区町は「都市農地保全推進自治体協議会」を設立し、都市農地の保全を目指し連携して取り組みを進めている。(平成20年10月28日設立)

【都市農地の現状】

都市に暮らす多くの消費者にとって、都市(特に市街化区域内の)農地は、生産者の顔が見え安心できる新鮮な農産物を供給する場であり、野菜作りや果実摘み取りを体験する場や食育を推進する場となっている。また、緑地として都市のヒートアイランド現象の緩和や、都市型水害などを軽減する場にもなっているため、農業・農地が持つ様々な役割は、都市において大きな意義がある。

しかし、都市の農地は高い地価による高額な相続税の負担等により、過去10年間で約1,020ha(東京ドーム約217個分)減少し、極めて憂慮すべき状況となっている。

【平成25年度協議会活動方針の内容】

- 1 住民へのPRの促進
- 2 国等に対する制度見直しの要望

国においては、現在、都市計画制度の見直しや、都市農業振興・都市農地保全に関する施策のあり方が検討されている。都市農地が適切に保全される政策を実施するためには、これらの見直しが一体的に進められることが必要なことから、関係省庁が一層連携を強化して取り組むことを求めている。加えて、都市農地の保全に資する関連法令の改正を引き続き要望していく。また、農地を保全するためには、持続可能な営農を可能とする環境の整備が不可欠であることから、相続税納税猶予制度の堅持とともに、相続税の負担軽減などを求めている。
- 3 都市農業の振興
- 4 研究活動の実施
- 5 協議会活動の発信

【問い合わせ】都市農地保全推進自治体協議会事務局 電話03-5984-1403
(産業経済部都市農業課農業振興係)